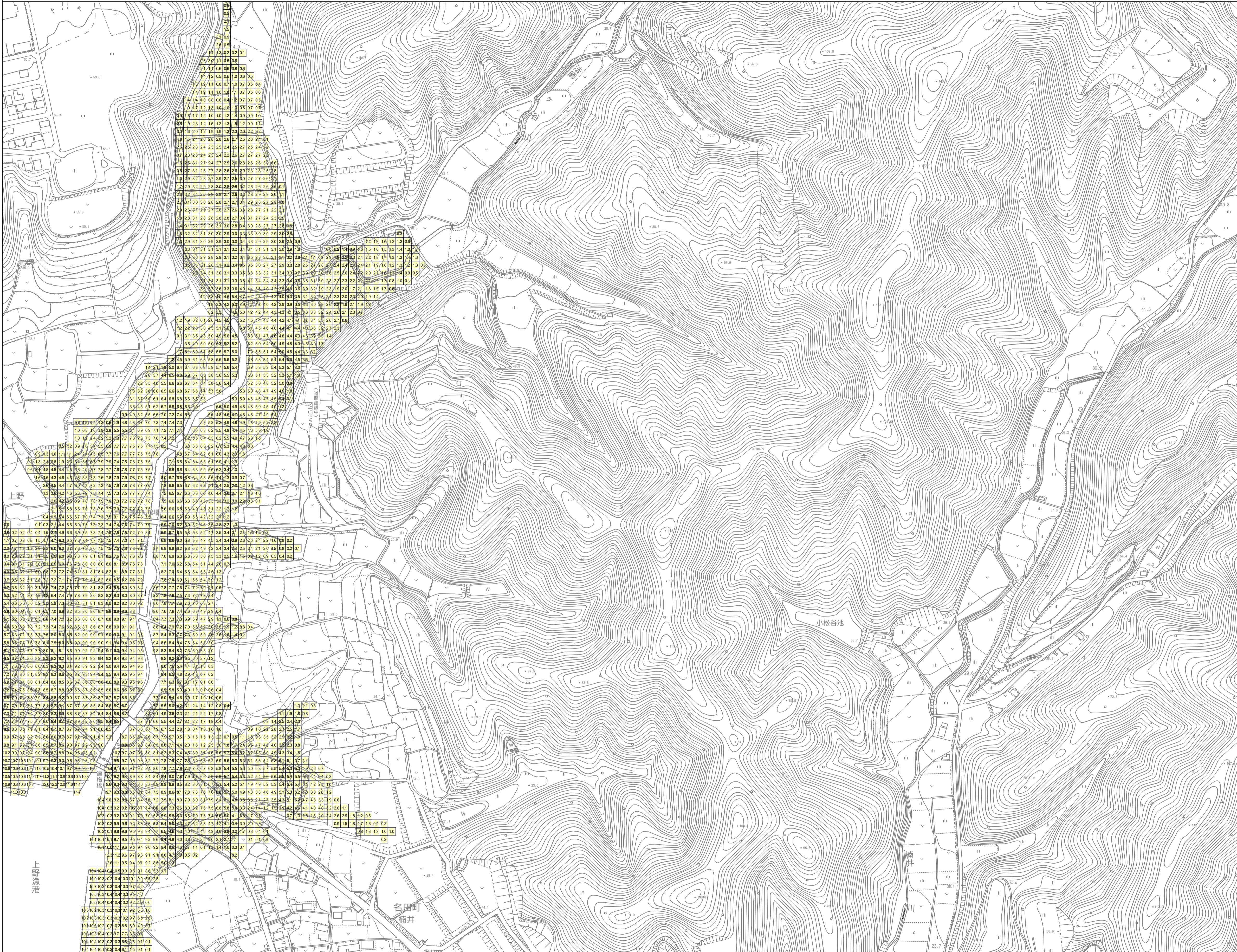
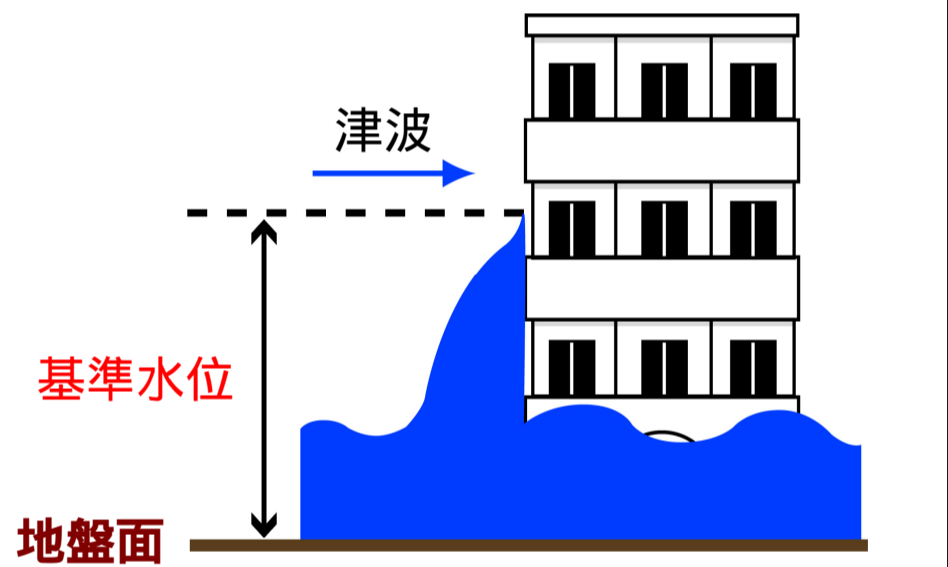


津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書



【津波災害警戒区域】
 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号（以下、「法」といふ））第53条第1項に基づき区域です。
 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（法第8条第1項）を踏まえ、最大クラスの津波が発生した場合に、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

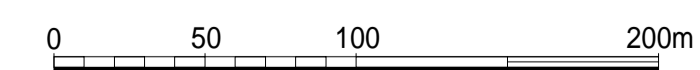
【基準水位】
 「基準水位」は、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位で、津波の発生時における避難場所の高さの基準となる水位（法第53条第2項）に基づき水位です。
 「基準水位」は、地盤面からの高さ（メートル単位）で表示しています。（下図参照）



【背景地図】
 「背景地図」は、平成16年5月の航空写真等を基に作成しているため、道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位 m)
市町村名	御坊市
図面番号	御-22

この地図は、御坊市長の承認を得て、同市所管の測量成果「御坊市地形図(1/2500)DMデータ」を使用して調製したものです。



告示番号
告示年月日

和歌山県告示第461号
平成28年4月19日

津波災害警戒区域 区域図